

## 第6回行政改革推進委員会 議事録

日時：令和4年1月17日（月）14：00～15：40

場所：村上市役所 5階 第4会議室

### 【出席者】

馬場委員長、村山副委員長、石黒委員、太田委員、山ノ井委員、本田委員、瀬賀委員

### 【欠席者】

なし

### 【市側】

東海林総務課長、五十嵐総務課行政改革推進室長、齋藤総務課係長、佐藤総務課主査

### 【傍聴者】

1名

---

## 1 開 会（14：00）

（齋藤係長）

本日お忙しい中、行政改革推進委員会に出席いただきまして、誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第6回の委員会を開催いたします。日程3の報告までの間、委員会の進行させていただきますのでお願いいたします。はじめに、本日の委員会の開催に当たりまして、委員の出席状況をご報告いたします。本日の出席者は委員定数7名の過半数を越えており、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。本日は委員長と瀬賀委員はオンライン（ズーム）で参加ということになりますので、よろしくお願ひ致します。また、お一人傍聴ということで会場にいらっしゃっておりますので、ご報告させていただきます。

## 2 委員長あいさつ

（齋藤係長）

日程2、委員長あいさつになります。馬場委員長よろしくお願ひいたします。

（委員長）

今日はズームで参加させていただくことになりました。変異株の拡大ということもあって、なるべく

集まらない方がいいだろうと、事務局と相談してさせていただいたところです。今日は答申案について、パブリックコメントもございましたので、それに基づいて話をしていきたい。答申自体の書きぶりについても打ち合わせをさせていただければと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

(斎藤係長)

条例第5条の規定によりまして、議長の方を委員長にお願いします。

### 3 報 告

(委員長)

次第3、報告事項について、事務局からご説明をお願いします。

(斎藤係長)

報告させていただきます。前回12月13日の第5回委員会以降の経過についてご報告いたします。12月17日、市議会の全員協議会で行政改革大綱の原案について概要を説明させていただきました。大綱に記載されている資料の内容の確認、財政調整基金残高を標準財政規模の1割とする理由等についての質問がありましたし、事務事業改善には市民の方が関わることをもう少し明記するべきではないかというご意見をいただきましたので、できる限り大綱に反映をさせていただきますということで、ご回答をさせていただいたところでございます。

その後、12月20日から1月11日までパブリックコメントを実施いたしました。実施に当たりましては市報、村上市のホームページ、村上市のメールマガジン、公式フェイスブックなどで、市民の皆さんに周知をさせていただきました。最終的には5名の方からご意見をいただいたところであります。意見の内容等につきましては、この後の議事で説明をさせていただきます。報告は以上になります。

(委員長)

ありがとうございました。それでは今の報告についてご質問ございましたら出していただければと思います。よろしいでしょうか。

続きまして次第4、議事に入らせていただきたいと思います。

### 4 議 事

(1) パブリックコメントで出されたご意見の取扱いについて

(委員長)

パブリックコメントで提出されたご意見の取扱いについて、事務局から原案の説明をしていただきたいと思います。

(斎藤係長)

資料1をご覧ください。1ページ目、意見の結果ということで集計させていただきました。先ほど申し上げましたとおり、意見の提出期間は令和3年12月20日から令和4年1月11日の23日間になります。意見の提出者は5名、提出件数は27件となっております。受付状況ですが、1人の方はファックス、4名の方は電子メールでご意見をいただいたところでございます。内容についてご説明をさせていただきます。意見の結果ということで、A4横で6ページのもの、それから一緒に大綱の方もご覧いただければと思います。それでは説明をさせていただきます。

まず1番になります。意見のところ、大綱の1ページになりますが、「広大な面積の説明の中に、「川、谷沿いに」というところを、「海、山、川、谷沿いに」としていただきたい」というご意見でした。こちらにつきましては、ご意見として参考とさせていただくということで、修正後の大綱には「海、山」という文言を追加したところでございます。2つ目のご意見ですが3ページ目になります。歳入で法人市民税の減少理由ですが、「コロナは理由ではないのではないか」というご意見をいただいたところでありますけれども、私どもの分析といたしまして、法人市民税の減少は税率改正と新型コロナウイルス感染症の影響によるものと分析をしていますので、こちらの表現にさせていただきました。3番、5ページになります。職員の定員管理について、「広大な面積を理由に人件費がかかると記載されているが、立地適正化計画を推進すればよいのでは」というご意見でございます。こちらは、合併前のそれぞれの地域で育ててきた歴史、地域の誇り、いわゆるシビックプライドは守られるべきものと考えてるので、行政コストがかかっても維持し続ける必要があると回答しております。4番、5ページになりますが、図4-1、4-2についてご意見をいただいたところであります。図4-1につきましては、県内各市ということですが、新潟市は政令指定都市、長岡市と上越市は特例市であることから人口規模が異なるため、除いて比較検討したということでもあります。また、図4-2であります。こちらは県内各市との比較では職員数が多いことを図4-1で表していますが、全国の村上市と同規模の面積を有する市と比較しますと、広大な面積を有する市は人件費はじめ行政コストがかかる傾向にあることを確認するために載せたものであります。5番になります。理念の「持続するまち」であり続けるの「「持続する」と「あり続ける」と同じことではないか」というご意見をいただいたところであります。意見として参考とさせていただきたいと考えています。私どもといたしまして、「あり続ける」というものの、人ごとではなくて自分たちのこととして行革を進めるという想いを理念に載せておりますので、表現は変えないことで考えております。

続きまして2ページをご覧ください。大綱は7ページになります。安定した財政運営、財政調整基金の確保ところで、「コロナは理由ではないのではないか」というご意見いただきましたが、新型コロナウイルス感染症対策など不測の事態に機動的に対応するためには、一定程度の財政調整基金を確保する必要があるという考え方になります。7ページになりますが、歳入の確保で、「少しでも多くの自主財源の確保に努めます」という表現の中で、「努めて財源が確保されていればこのような事にはならないのではないか。また、広告料のところを何を広告するのか」というご意見をいただいております。こちらは、これまで市税など公正な賦課徴収によって歳入確保に努めてきたところであります。ただ、こちらは説明しておりますとおり、依存財源が村上市においては高い割合にございますので、少しでも多くの自主財源を確保し、高度化、多様化する住民サービスに対応する必要があるということを考えているところであります。広告につきましては村上市の印刷物、封筒等の媒体に民間企業さんの広告

を掲載することで収入を得るという事を表現しているものでありますので、広告料で費用が嵩むとか支出が増えることはないものと考えております。続いて8番の歳入の確保になりますが、「補助金をあてにしている時点でどうか」というご意見でありますけれども、こちらも国県の補助金に依存することではなくて、必要な事務事業には有利な財源を活用することを表したものになります。続いて7ページの歳出の削減でありますけど、「最小の経費で最大の効果を挙げるとありますが、誰が評価、検証するのか」という意見がありました。こちらにつきましては、地方自治体の事務は最小の経費で最大の効果を上げるという考えのもと行われております。常に自己点検しながら住民福祉の増進に努めていく。それから自己点検した事務事業評価結果は、何らかの方法で公表することで透明性を確保したいという考えでございます。10番になりますが、事務事業の改善で「補助事業を頼りにしすぎではないか」というご意見であります。市が支出する補助事業の効果を含めて検証することを進め、必要な事務事業に当たりましては有利な財源を活用することを表現したものであります。

続いて3ページご覧ください。大綱の8ページになります。行政改革の重点施策で、自治体DXの推進になろうかと思えます。「ICTとかDXを簡単に書いているのではないか」というご意見ですが、村上市は広大な面積を有しており、距離、時間の差を解消するためにはデジタルツールの活用は有用であると捉えておりますので、多様化、高度化する住民ニーズに対応するための現状分析を十分に行った上で、必要な業務にはICTやDXを推進するものと考えております。9ページの協働の取組です。「市内に17ある地域まちづくり組織の効果はどうか」というところではありますが、市民協働のまちづくりは、地域住民と行政が補完し合いながら、地域の課題解決に取り組んでおりますので、今後、行政ではまかないきれない地域が抱える諸課題の解決をまちづくり協議会に担っていただく取組を進めるものであります。13番、9ページになります。「自主財源の確保はできることを書きましょう。それから維持管理費は大丈夫でしょうか」というご意見ですが、歳入の安定化には、市税の適正かつ公正な賦課徴収を行うことで、自主財源を確保するものであります。公共施設の維持管理費につきましては総合管理計画等に基づきまして、更新等を計画的に行って財政負担の軽減、平準化を図るものであります。14番、11ページになります。行政組織の効率的な運営ですが、「職員定数の上限を定めて限られた人件費とありますが、決め方の根拠が不明」ということであります。村上市職員定員適正化計画よりまして、社会情勢の変化に伴いその時々々の行政課題に機動的かつ柔軟な対処が可能となる体制を整えつつ、職種ごとに必要な職員数を確保するという考えで決めているというところがあります。11ページの行政組織の効率的な運営で、「指定管理の記述がないが民間活力の導入に含まれるのか」というご意見ですが、指定管理者制度は民間の持つノウハウを活用して効率的な管理運営とコスト低減を図ることを目的としております。公共施設の効率的な管理運営を進めることに有効であり、見直すべきところは見直しつつ、民間活力を活用し効率的な施設運営を進めることに含まれるものと考えております。

4ページ、ナンバー16から19に関しましても指定管理者制度のご意見でございましたので、ナンバー15と同じ考えですということになります。20番、大綱の11ページになります。職員の能力と意欲の向上になります。「人事評価は第三者で評価しない限り機能しないのではないか」というご意見でありますけれども、村上市が行っている人事評価制度につきましては、評価基準やルールに基づきまして、育成意識を持って事実のみを客観的に評価することとしております。それによりまして公正な評価を行っておりますので、職員の能力開発と人材育成を評価基準に基づいて推進していくことになり

ます。21番も職員の能力の向上で、「ワークライフバランスは二の次ではないか」という意見ございましたけれども、効率的な行政運営を確立するためには職員の疲弊を招き、組織の能力が低下することがないようにワークライフバランスも大切な取組という考えで行っていくことになります。

5ページの22番ですが、「未満児の保育料を無償化して少子化を少しでも抑えてほしい」というご意見であります。こちらは大変貴重なご意見ということで、参考にさせていただくことにしたいと思います。具体的な取組につきましては行革大綱の方には掲載をしないことにしましたので、ご意見としては伺うという形になります。23番、12ページになります。「第3次総合計画との関連性は」ということでありますけれども、総合計画では大綱を公共施設の適正管理、効率的な行政組織の構築、安定した財政運営手法について、あらゆる政策において参酌すべき指針と位置付けており、あらゆる政策分野を横断的に取り組むことで効率的なサービスの実施、効果的な運営を目指すこととされております。24番、12ページになります。「5か年とありますが、中間年度で効果がない場合はやめるのも大事じゃないか」というご意見であります。大綱の計画期間は令和8年度までの5年間と定めております。必要性、効率性、有効性の観点から現状分析を行って、常に問題意識を持って改善に取り組むことは重要な視点であると捉えておりますので、事務事業の自己点検を含め行政改革を進めるものでございます。

最後6ページになりますが、25、26、27番につきましては、実施したパブリックコメントには関係しない案件でございましたので、掲載しないことにさせていただきたいと考えております。以上、パブリックコメント手続きを行う案件に対する意見の結果についての市の考え方としてお答えしますのでよろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。それでは今のご説明についてご質問、ご意見等ございましたら、どのページでも構いませんので、何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。村山さんお願いします。

(村山委員)

24番の意見者のナンバーが入っていませんが、これは。

(斎藤係長)

失礼しました。こちらが意見者番号1番の方です。

(委員長)

ほか、いかがでしょうか。お願いします。

(本田委員)

ナンバー5番の理念のことですが、このご意見のとおり、「あり続ける」と「持続」が同じ意味であるということと、意見者の「繋ぐ」というのも「続ける」と「繋いでいく」ということが同じような意味になってしまうので、これはあくまでも「持続するまち」を固有名詞としてあり続けるということで策定されたものだと思うので、これでいいのかなと思いますが、皆さんの意見はいかがでしょう。

(委員長)

今、本田さんおっしゃったように、僕もよく考えてみたら、「持続するまちであり続ける」は否定型があり得るか、「持続するまちであり続けたい」というのがあるということは「持続するまちであり続ける」というのは論理的にはあり得ると思う。今のご意見のとおりで「持続するまち」は固有名詞なので、そういう状況が続けていくという捉え方でいいのかなということ、この回答でいいのかなと思いました。他にご意見ありますか。

(本田委員)

確かに意見者の方のおっしゃるとおりですが、考えれば考えるほど同じかなと思えてきます。反対の意見がないのであれば、これでいいのかなって思います。意見者の方が納得されるのであれば。ご意見として参考とありますけれども、何かこの質問者には回答されるのでしょうか。個別に。

(斎藤係長)

個別には回答しませんが、全体としてこういう意見があり、市としてはこういう考えですという出し方になります。

(本田委員)

それであればどうでしょう、納得されるのであればよろしいでしょうかと思います。

(委員長)

もしできれば、ここの「参考にさせていただきます」のところに、少し説明を加えていただくのがいいのかもしれませんが。今、本田さんがおっしゃったような形で、「・・・ということです」という説明をちょっと加えていただくと丁寧かなと思います。いかがでしょう。他の委員の方、これについてはよろしいでしょうか。他にこれ以外の点についてご意見等はございますか。

(瀬賀委員)

今、本田さんからもありましたが、個々のコメントに対するリプライ、返答っていうのは、市は市報か何かでまとめて、我々が見ているこの文面と同じようなものを出すのでしょうか。それともどのような形か、もう一回説明していただけますか。

(斎藤係長)

市としましては、ある程度こうカテゴリーごとにこういうご意見がありましたとまとめまして、それに対して市はこう考えていますということで公表させていただきます。ただ、具体的に市報に載せるということではなくて、ホームページで公表するという流れになります。

(委員長)

文面については、このまま載せるかという瀬賀さんのご質問ですが、文面についてはこのままなのか、それとも少し変えたりするのかについてお願いします。

(斎藤係長)

文面につきましても、このままダイレクトには載せず、ある程度こういうニュアンス、こういう意見の概要ということで、質問者の意向は変えないようにはしますが、少し文章を整えた形で公表する形になります。

(瀬賀委員)

そうすると、例えば具体的にナンバー1のこのコメントに対しての意見者のナンバーは3ですが、この1に対しては3の人にしか分からないということか。それとも意見者全員に行くのか。

(斎藤係長)

意見者に個別回答は行いませんし、意見者3の人がこういう意見を出した、意見者1がこういう意見を出したというのも分からないような形になります。意見者のご意見に対してこういう考え方で、という公表の方法になります。

もう一度説明しますが、公表の仕方として、こういうご意見ありました、市としてこういう考えですっていうのはこのまま行きます。ただ、3番の人に直接とか1番の人に直接こういう考えですという回答はしませんが、一覧という形でホームページにて公表します。

(瀬賀委員)

ダイレクトには行かないけれど、今言ったように、こういう意見があったということ全体をリプライとしてホームページに出すということですね。はい了解しました。

(委員長)

今の点よろしいでしょうか。今、画面共有されているかと思いますが、村上市のホームページから過疎地域持続的発展計画のパブリックコメントの回答です。それで、感じとしてはここでいうところのナンバーが載って、意見の概要が載って、意見に対する市の考え方っていうこの3つのことが載るという格好で表には出ることになるかと思いますがこれでよろしいですか。(はい。)ありがとうございます。こういう形で回答させていただくということなので、市の考え方が100%こういう形で載るかという、それについてわかりませんが、少し書きぶりも変わったり、表現は内部で調整があるかもしれませんが、基本構造はこういう形でのことのようなのです。他に、この点について、公開方法ではなくて内容についてご意見等ございますでしょうか。そうしましたら、この形で、今ご意見出していただいた点を踏まえてパブリックコメントでの回答として、ホームページに載せていただければと思います。よろしく願いいたします。

## (2) 行政改革大綱2022(案)の最終調整について

(委員長)

続きまして、行政改革大綱2022(案)の最終調整について、事務局からご説明をしていただきたいと思います。よろしく願いします。

(斎藤係長)

行政改革大綱 2022 (案) の最終調整についてであります。こちらは前回の委員会で委員の方からご指摘のあったもの、パブコメの意見を踏まえた形で修正したものを、本日最終的に皆さんにゴーサインを出していただきたいということでご説明いたします。順番に行きますが、大綱の全般的な話になりますが、用語解説にあるものにつきましては、全てアスタリスクを付けました。

次に、目次であります。前回と変わったところとしまして一番下のところにあります。委員会の答申書、策定経過、委員名簿を追加で載せたいと考えております。

1 ページになりますが、広大な面積のところ、先ほどお話ししましたように、「川、谷沿いに」というところに「海、山」も追加させていただきました。

2 ページ目になりますが、グラフの見出し、折れ線グラフの色のことをご意見いただきましたので、折れ線グラフの色と見出しの色を見やすいようにさせていただいております。

3 ページ目のところでは、基金の残高がありますが、前は基金残高 6 4 億円と表記させていただきましたが、私どもの意図しているところとしまして、財政調整基金の残高をクローズアップしていますので、表現を変えさせていただき、「財政調整基金の残高は 3 1 億円です」と直させていただきました。

5 ページになりますけども、職員定員管理の見出しになります。3 の①で「職員数の推移」という表記でしたが、下のグラフ等につきましては推移ではありませんので「職員数」に修正をさせていただきました。また、「人口 1 万当たり」という表現を使っていますが「1 万人当たり」に修正をさせていただいております。また図 4-2、折れ線グラフの数字の色が棒グラフと重なって見えづらいというご意見いただきましたので、数字を白抜き、着色するなどして見やすいような工夫をさせていただいたところでもあります。

6 ページのリード文になりますが、行政改革は市民の方々と一緒になって進めるということをより強く表現したいと考えまして、赤字になりますけれども「市民と課題を共有して行政改革を推進します」という表現をさせていただきました。

7 ページ、歳入の確保のところ、使用料、手数料も大事な自主財源でありますので、「公平な賦課を」ということで追加させていただいたところでもあります。

8 ページになりますが、こちらもリード文のところ、「少子高齢化の流れのなかで、安心して子供を産み育てられる子育て支援策、高齢者が生き生きと暮らし続けるための福祉サービスの充実」を入れさせていただいたところでもあります。

10 ページ、公共施設の効率的な管理・運営のところ、「PPP」と「PFI」がありましたが、明確なご説明が難しい部分がありましたので、記述自体を削除させていただきました。利用料金のところで「減免制度を含む。」という文書表現が上手くないところがありましたので、委員からご指摘があったように、「・・・利用料金が適正であるか検証して、減免制度を含め・・・」と表現を変えさせていただいております。

11 ページであります。職員の能力と意欲の向上の「男女の区別」について様々なご意見をいただきましたので「男女の区別や年齢にかかわらず」という表現は削除させていただいたところでもあります。

13 ページ、タイトルになりますが「改善サイクル」という表現でしたが、サイクルという表現がいろんなプロセスを踏んで元に戻ってサイクルすること、図で伝えたいことと実際のサイクルという



表現が合っていない部分があるのでは、というご意見を頂戴したところでありますので、「改善プロセス」という表現にしたいと考えております。実際はサイクルするものですが、プロセスという表現にさせていただきました。また、4つ目の実行のところのカテゴリーに、「市民、自治会、NPO、企業等との協働により地域が抱える諸課題の解決に取り組む」という表現を追加させていただいております。

14ページ、用語解説のところ「PFI」と「PPP」の解説を削除させていただきました。

15から17ページであります。15ページには答申書は載っておりませんが、議題3で協議いただく答申書の案をここに載せたいと考えています。16ページでは、7月の第1回の委員会からの経過について掲載したいと考えています。17ページでは委員名簿をつけさせていただきました。こちら、お名前は大丈夫だと思いますが、所属等この表現ではどうかとか、正式名称はこうじゃないよとかありましたらご指摘いただければと考えております。以上で、大綱の修正について説明を終わらせていただきます。

(委員長)

ありがとうございました。それでは今のご説明についてご質問、ご意見等、前回のところでご指摘いただいた点は概ね反映をさせていただいたのではないかと考えておりますけれども、さらにブラッシュアップが必要な部分等ございましたら、質問も含めて出していただければと思います。よろしくお願いします。いかがでしょうか。本田さんお願いします。

(本田委員)

ひとつ前に戻って、案件に対する意見の結果についてなんですけれども、これを読み進めていくうちに気づいたことがあります。ナンバー11の意見について「何でもデジタル化ではなく」というところがありますが、大綱の8ページ「少子化と高齢者が生き生きと暮らし続けるための福祉サービス」がありますが、このデジタル化を推進するのはもちろん大切なことですが、高齢者の方、デジタル弱者の方に考慮した、例えばこの自治体DXの推進のところ、推進をしますが、全くお使いにならない高齢者の方に対する何か一歩あってもいいのかな。ここでなくてもいいですが、全くパソコンも携帯もホームページも見られない、SNSもやらないパソコンも見ないという高齢者の方がたくさんいらっしゃると思うので、その高齢者の方も取りこぼしませんよっていう意気込みといいますか、高齢者のそういう方にも取りこぼしがないようにやりますよっていう市としての何か言葉があってもいいのかなって思ったりします。

(委員長)

具体的に言うと本田さん、8ページにそういう文面が少し入っていた方がいいと思われませんか。

(本田委員)

「高齢者が生き生きと暮らし続けるための福祉サービスの充実」がありますが、これはもちろん、福祉サービスとそういったことは全く別ですが、そのデジタルを推進するばかりが表立ってしまって。それで一番最後の「実施すれば、貧困者をつぶしたいのかと読み取れる内容です」という一文があるわけです。これはパブリックコメントには関係しないので掲載しないとありますけれども、これを読み進め

ると全くデジタル弱者の方には届かないのかなって思います。全くホームページも見ない、SNSもやらない、市報だけが市からの情報っていう方もたくさんいらっしゃると思います。ですので、デジタルの推進はもちろん大切ですが、デジタル弱者の方にはどうしたらいいのかな。

(委員長)

なるほど、そうですね。そうしたらどういうふうにしましょうかというところですが、対象者に合ったサービスの提供ということですよ、本来は。(そうですね。)DXというか、デジタル化に向いている人たちに向けては、もうデジタル化で推した方が良いわけですよ。逆に紙で困らない方が。

(本田委員)

はい。それはもう効率化を考えたら、それはもちろん推進すべきことであります。

(委員長)

その一方で、向かない人っていうのに対しては、それに対応できるようなサービス提供、オプションを残しておくべきだっていう、そういう書きぶりがここに載ると、より分かりやすいつてことになるのですね。

(本田委員)

ここに取り上げませんが、「実施すれば貧困者を潰すのか」というこの一文がちょっと気になっております。貧困者ではないにしても、デジタル弱者の方は取り残されてしまうのかなっていうことが危惧されるのですが、いかがでしょうか？

(委員長)

基本的な考え方として「持続するまち」ということを考えると、貧困者を切り捨てるのかという話には本質的にはならない。正確に言うと、言葉の意味だけで言えばそうなることもあり得るのですが、ここで考えていることは、そっち方向には行かないっていうことを先ほど事務局もおっしゃっていたかと思いますが、そのあたりが汲み取れるように本体を変えるか考え方のところに載せるか、どちらかでしょうかね。

(本田委員)

そうですね。自治体DXの推進はもちろんしますが、デジタル機器をお使いにならない方向けに何か分かるような一文があればいいのかなと思います。

(委員長)

手立てとして書きやすいのは、この意見に対する考え方で、結局、考え方はホームページに残るだけじゃなくて基本的に公文書で残るので、市の考え方としてここに書いてあることは、そのまま維持されることになりますので、そうすると、推進はしますが、それに適合しないような対象者に対しては、そういう人たちが取りこぼされていくということ、排除されていくことがないようにしたいと考えてい

ます、と答えておけばいいのではないかと思います、斎藤さんはどうでしょうか。

(斎藤係長)

当然、デジタルデバイト、デジタル弱者の方には配慮した上で自治体DXを推進しますという考えでありますけれども、確かに読み取れない部分もありますが、パブコメをいただいた中で、そういう直接的な意見がありましたので、それに対して配慮しますと回答させていただければと思っております。

(委員長)

それでは、11番の意見に対する市の考え方に盛り込んでいただくことでまとめさせていただければと思います。よろしいでしょうか。(はい。)ありがとうございます。そう致しましたら、今のようなこともあろうかと思っておりますので、パブリックコメントが付いたことで、こういう所を分かりやすくした方がいいよとか、少なくとも説明文として答えた方がいいよとか、いろんなことが出てくるかと思いません。それも含めてご意見を出していただければと思いますがいかがでしょうか。

(瀬賀委員)

内容の細かい文言ではなくて、全体的なこの色刷りのことを聞いてもよろしいでしょうか(はい、どうぞ)今手元にいただいたものは、おそらくコピーなので本物とは若干色が薄れている部分があるのかなということで、それを考慮した上でお聞きしたいのですが、実際、出来あがると、もっと艶のある上質な紙で刷り上がると思います。その中で、まず5ページの3の下①、このところだけ職員数がオレンジになっていますが、このオレンジにした意味合いは何でしょうかということです。まず一つそこをお聞きしたいと思います。この下のグラフ。村上市と対比するためにオレンジにしたのでしょうか。他はだいたい全部黒ですよ。けれども、ここだけオレンジになっているので、何か意味合いがあるのかなど。

(斎藤係長)

前回、職員数の推移というタイトルでしたが、説明が推移ではなかったのを修正しました。実際、ここは黒になります。

(瀬賀委員)

わかりました。それからもう一つ。6ページ下段の方、四角に囲まれて行政サービスの向上とか3つに分かれていて、アイテムごとにくっつかが出ています。これは一般的に言う黒ポチではなくて矢印になっています。それから、8ページから見ると、囲まれた中はアイテムごとに黒ポチじゃなくてチェックになっている。今度13ページに行くと、最終的にこの四角の中に囲まれて黒ポチになっていますが、ここら辺の違い、なんでこういうふうに分けたのかということをお教えください。

(五十嵐室長)

説明させていただきます。黒ポチとか矢印とかチェックを分けた明確な理由はありませんが、イメージとして伝えるためです。例えば6ページであれば行政サービスの改善と向上については、これをやっ

てあれもやっつと矢印がどんどん下がっていくってことをイメージするために矢印を使いました。8ページ以降の具体的な施策の中は、さらに一つずつやっつていく必要があるという意味でチェックにしましたし、それ以外は丸ポチでということで、私のイメージでやっつたので、合わない点があればご意見いただければと思います。

(瀬賀委員)

ある程度、動きを見せようというような意味合いもあるということでしょうか。

(五十嵐室長)

そうですね。イメージで文字というよりも、全体の流れとか図を使いながらご説明したいと意図があって、この方がいいかなっていう程度ですので、もしこれだというのがあれば、ご意見いただければと思います。

(瀬賀委員)

わかりました。それぞれの考え方でしょうから。私はちょっと昔の人間なので、黒ポチできちつとした方が伝え手側の方の意思がはっきりしていると思ったのでお聞きしました。それぞれのご担当の方々の思いがあると理解いたしました。はい、結構です。

(委員長)

ありがとうございます。今、瀬賀さんがおっしゃった点は重要なポイントで、考え方が違うのであれば、違うってというのが分かるようにすればよくて、同じ考え方だったら同じものを使った方が相手に伝わりやすいというご指摘だと思いますので、内部で考えていただいて、これは矢印の方が良い、ブレイクダウンしているから矢印にするとか、ここはそうではなくて単なる箇条書きなので黒ポチにすると、再度チェックしていただければと思います。よろしくお願いします。(はい。) 他にはいかがでしょうか。とりあえず一旦ここでこの話を終わりにして、また最後もう一度お聞きしたいと思いますので、先にとりあえず進めて、答申書の調整について事務局からご説明をいただいて、答申書を考えてから大綱自体に戻りたいと思います。では答申書についてよろしくお願いします。

(3) 答申書の調整について

(斎藤係長)

この答申書になりますが、7月26日の第1回の委員会での市長の方から委員長に行政改革大綱の策定について諮問致しました。それについて、委員会の方でいろいろ議論していただき、市長に対して答申に付ける書面になります。今回案の1から3まで用意をさせていただきました。この中でご協議いただいて、最終的にこれということを決めていただきたいと思います。

1番になりますけれども、内容としましては、慎重審議を重ねて別紙のとおり原案を作りました。それについては下の意見を付けます、という作りになっています。下の意見といたしまして、「持続するまち」であり続ける理念のこと、安定した財政運営を基盤とし、3つの重点政策を位置付けまして、行

革を着実に進めますという文言を入れました。なお書きといたしまして、大綱には示していないけれども、安心して子供を産み育てるための子育てに対するニーズへの取組など、この委員会での審議過程でいろいろ出していただいた意見、要望については行政改革の推進にあたり、その趣旨をできるだけ尊重してください、という答申書になっています。

案2でありますけれども、先ほどのなお書きの部分本文の方に取り込んだ形になっております。それから、2段目で答申しますとなって、その後「なお」ということで、先ほどお話ししたものを入れてあります。

案3ですが、こちらは上の方がずっと同じですが、下段のなお書きのところ、こちらは表現が違う形になります。この委員会で審議過程において出された意見及び要望については、その趣旨をできる限り尊重して行政改革を推進し、安心して子供を産み育てることができる村上市の創造に取り組んでください、という答申の作りになっています。これ以外にもご意見があろうかと思しますので、まずはたたき台として3案を示させていただきましたので、協議していただいて一つの案を出していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

(委員長)

ありがとうございました。とりあえず現状を見ていただいて、これは決めの問題なのでどれがいいかと皆さんの意向を聞いて、そこから話を始めたいと思います。案1がいいと思う方は挙手をお願いします。(挙手なし) 案2がいいと思われる方は挙手をお願いします。(挙手1名) 案3がいいと思われる方は挙手をお願いします。(挙手5名) ということで案3が多かったのですが、そこから話を始めていこうと思います。

さて、そこで瀬賀さんにちょっと伺いますが、案2を選ばれた理由を言っていたくと、案3がいいと思われた方に対して情報提供できると思うのでお願いします。

(瀬賀委員)

これも個人の考え方だと思いますが、答申の鑑の文章なので、鑑はシンプル・イズ・ベターだと思っておりますから、私は2がよいと思いました。

(委員長)

なるほど、わかりました。そうすると2のような構造だったら内容は3でもいいということになるわけですか。

(瀬賀委員)

3の内容にも入っていますし、1にも入っていますからそれは一向に構いません。

(委員長)

そうしましたらということですが、ほかの皆さん、どなたかとりあえず口火を切っていただいて、これでいいと思うというのを推していただければ、それに応じてと思いますが。

(本田委員)

はい、すみません。ずっとこだわり続けてきた「安心して子供を産み育てることができる村上市」というところにおいて、その「できる限り尊重してください」で文が終わるよりも、それを踏まえた上で「村上市の創造に取り組んでください」の方がインパクトがあるのかなと思いました。

(委員長)

ありがとうございます。他にはご意見ございますでしょうか。その際に考慮しなければいけない点は、3番目の案で「安心して子供を産み育てることができる村上市の創造に取り組んでください」にした時に、先程の話で言うと抜け落ちる部分をどう見るかだと思います。というのは、「高齢者が安心して暮らせる」とかっていうのが抜け落ちますが、そうなった時に子供だけでいいのか問題っていうのがある。多分、文句を言いたいと思えば、そういう文句がつく可能性があります、それでもやっぱり子供なんだっていう決めもありますし、もうちょっと幅広に行ったほうがいいのではないかという考え方もあろうかと思うので、この辺りご意見伺えればと思うんですけど、どうでしょうか。

(本田委員)

確かにおっしゃるとおりかも知れません。

(委員長)

そこだけだと思うんです。今までずっとこの委員会で議論されてきて、皆様のご意見はそれほど開きがなかった。安心して子供が育てられるまちにしようよっていうのは出てきた話だったので、これ自身は全然おかしな話ではないと思うんです。その時にそれだけで良いかどうかを少しだけ入れてみるかどうかなんです。で、1番と2番はそこが、「取組など」っていうことにして例示にしてあるので、ある意味では今の批判を受けづらいかも。いろんな取組がありますが、特出しでどんな取組を出すのかって言ったら、一番目としては子どもを育てるっていうことにするという出し方ですね。ですから、当然、そこには高齢者とかいろんなものが含まれるっていう解釈が成り立つわけです。これに対して3番目は、ともすればその高齢者とかっていうのは含まれないように見えてしまう危険性があると考え、高齢者や子供が安心して暮らせるとかという話を両方入れる。先ほどの話で言えば8ページ、「安心して子供を産み育てられ、かつ高齢者が暮らし続けられる」と両方入れるっていうのも一つの考え方だろうと思います。それだとこの二つしか入らないのかっていう問題になって、それ以外のことが入っていないからまずいんじゃないのっていう話になる危険性はあるんですけど、それもここで議論してきた話の大きなものって2つだったと思う。高齢化して行く社会をどうして行くのかっていうのと、高齢化して行く一方で、子どもがどんどん少なくなっていく。そういう社会をどうして行くのかっていうこの二つの問題に焦点を当てて、皆さんが頭の中で考えてくださったということであれば、当然、これは、この二つを表に出すことは、それ自身間違っただけではないと思うので、そういう書きぶりもあろうかと思います。この辺り、今いくつかのオプション出ささせていただいたんですけども、ご意見伺えればと思うんですが、いかがでしょうか。はい、どうぞ。

(石黒委員)

結論ではありませんが、なお書きの、スタートのところは「本委員会で今回の審議過程において出された意見及び要望については」という入りは非常にスムーズな感じがしまして、1案で、いきなり「本大綱に示していない」というのは唐突感がすごいあって、子育てが一番最初にくるのかなってというのが、導入部分として違和感があるので、審議過程の中で意見が出てきたっていうその入り方は、第3案の方がすごいスムーズに感じますが、その後に、1案の方は「など」ということで、いろんなケースを想定して包含されているので、今のご説明いただいた中で、1案もありなのかなという感じがしましたが、先ほど先生が示したように、第3案にちょっと長くなりますけれども、「高齢者の方も含めていきいきと暮らすことができる」ような、長くならないような文言を、例示の一つとして、委員会で出たいいろいろな意見の一つということで、皆さん幅広に対象になっているというような感じで伝わればいいのかって、ちょっと今の印象ですがそんな感じがしました。

(委員長)

ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。はい、お願いします。

(村山委員)

私も今出された意見の方に賛成で、入りが綺麗に入っているって思ったのと、取り組んでくださいってのもいいなあというご意見が出されましたので、その部分を残して、その「安心して子供を産み育てることができる」という部分を、もう少し膨らませて書いていただければいいのかな。

(委員長)

ありがとうございます。ほかの皆さん、ご意見どうでしょうか。

(本田委員)

先ほど委員長がおっしゃったように、安心して子供を産み育てる世代と高齢者に特化してしまうと、ほかの年代はどうなのかということになるので、この8ページの「高齢者が生き生きと暮らし続けるための」というところありますが、ここを「市民が生き生きと暮らし続けるための」と、それと「安心して子供を産み育てる」としたら、そこをちょっと上手く繋げて、全市民が対象であるということ表現したらいかがでしょうかと思うのですが。

(委員長)

わかりました、ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。はい、どうぞお願いします。

(山ノ井委員)

皆さんと意見は一緒ですが、市民全体の方が対象になるような言葉で書かれて一番良いのかな。その後に「安心して子供を産み育てることができる」という文言であればいいのかなと思います。高齢者であったり、いろんな方がいますので、その人たちも対象になるような言葉で語ればいいのかと思います。

(委員長)

ありがとうございます。「…行政改革を推進し、安心して子供を産み育てるなど、市民が生き生きと暮らし続けることができる村上市の創造に取り組んでください。」としてみました、どうでしょう。

(本田委員)

すみません。「産み育てることができる」までを入れた方がよろしいのではないのでしょうか。「できる」というのが重要なところです。「できる、そして、」でもいいかなと思います。「できる、そして、」でいかがでしょう。

(委員長)

「安心して子供を産み育てることができるなど、市民が生き生きと暮らし続けることができる。」でできる、できるだとちょっと上手くないかもしれません。ここで「など」を使った理由は、例示としての「など」です。「そして」だとAアンドBなので、「安心して子供を産み育てることが出来る、プラス、市民が生き生きと暮らし続けることができる」となって、「市民が」のところは全部含まれるっていうふうになれば○、子供、子育てだけに特化しているように見えるというふうに見られるとつらいかなというのがあって例示にしてみました、この辺りは皆さんのご意見を伺いたいと思いますが、どんなものでしょうか。はい、どうぞ。

(村山委員)

「育てることができるなど」という文章はちょっと流れが。もし「など」を入れるんだったら、「子育てに対するニーズの取組など」という方がスムーズかな。

(委員長)

パターンとしたらどっちがいいですか？

(瀬賀委員)

もう一つ、委員長のこの作られた例文で、上段の文章をちょっと変えて、「安心して子供を産み育てることができ、市民が生き生きと暮らし続ける村上市の創造に取り組んでください。」というのはどうでしょうか？

(委員長)

こんな感じですか。

(瀬賀委員)

「暮らし続ける村上市の創造」です。「でき」、「でき」というのはちょっと引かかるものですか。 「…続ける村上市の創造に取り組んでください。」という文章ではどうでしょうか。はい、今、私が申し上げたのは、この文章です。



(委員長)

今のところ3案ぐらいありますが、村山さんがおっしゃった「など」を入れるのであれば別の方法がいいのではないかという、「子どものニーズに対応でき」とか「対応するなど」みたいな書きぶりがいいのではないかという話も出ています。瀬賀さんから2番のプランが出てきて、あと3番目は本田さんが言ってくださったプランだと思いますが、このあたりで見てみるとどうでしょう。とりあえず1番目がいろいろあるとすれば、2番目か3番目ぐらいでしょうか、どうでしょうか。どんなものでしょう。ご意見を。この辺りは決めの問題なので。はい、お願いします。

(山ノ井委員)

自分はちょっと3番で、「安心して子供が産み育てることができ」で点つけてもらって、「・・・そして・・・」の方が読みやすいかな。

(委員長)

はい。ほかの方々どうでしょうか。

(本田委員)

私も「そして」で繋いだ方が良いのかなと思います。

(委員長)

ほかの方々どうですか。「そして」で繋ぐパターンは。

(石黒委員)

山ノ井さんの方からございましたけれども、「できる」「できる」っていうところがちょっと引っ掛かっていたんですけど、意味合いとしては3案がいいかなという感じがしていたところで、「でき」と「できる」だったら被っていてもいいかな。「できる」「できる」っていうとこだけちょっと言葉尻が引っ掛かっていましたが、「でき、」としたので、繋がりとしてはいいのではないかなという感じが個人的にはしました。

(委員長)

ありがとうございます。他の方、どうでしょうか。瀬賀さん、どうですか。このパターンは3番目っていうのは。

(瀬賀委員)

委員長の裁断に従います。

(委員長)

はい、これで行ってみますか。どうでしょう。よろしいですか。どんなものですか。

(本田委員)

「できる」「できる」よりは、「でき、」で繋ぐことでいいと思います。はい。「・・・でき、そして・・・」で繋ぐことでいいと思う。

(村山委員)

見ているとどっちもいいかなと思って。「暮らし続ける村上市」っていうのもなんか悪くないなみたいな感じで、「できる」がいるのかいないのかなあ。

(委員長)

はい、微妙ですが、とりあえず3番目で行って見ますか。もう一度戻らなきゃいけない、何に戻らなきゃいけないかという、パターンを3の書きぶりで、形式の問題で3の書きぶりがいいのか、瀬賀さんがおっしゃったように2の書きぶりがいいのか、ということです。2の書きぶりだと多分3の書きぶりのところの「記」のところの、「あふれる笑顔のまち・・・」というこの段落がなくなって、なおで、今のこの文章だけっていうことになるだろうと。ですから、「あふれる笑顔のまち村上」を将来像とする・・・というこの部分を入れるとなると、形としては「記」という形を取らざるを得ないだろうと思います。それで、これが「記」なのかどうかなんです。このパターンとはちょっと違いますが、この前、聖籠町でも同じように意見を付して答申しましたとしたんですけども、そこに附則をつけたんです。附帯意見という形でここに付けたんです。「記」と書いてある部分は附帯意見だろうと思うんです。改革大綱の本体には書いてないけれども、この部分が重要だったので考えてくださいという意味だろうと考えられるので、このところは附帯意見でもいいかなと思っています。ただ、その場合にはちょっと書きぶりを変えないといけないかなとも思います。「記」だとこのままで、「笑顔あふれるまち・・・」っていう書き方になろうかと思います。さて、そういうわけで形式の問題の話をごちゃごちゃにしましたが、修文すると、文章を一文だけにするのか、それともそうではなくて、この「記」という形で意見を付けるかっていうことですが、どっちで行きましょうか。ご意見ございますか。

皆様のご意見を反映できる形っていうのを考えた時に、どっちが重要かって言うと、この後ろの部分の今後段で皆さんにご議論いただいたこの答申もさることながら、答申に書かれていることではないことが重要なんだというところをやっぱり載せるべきだろうと考えたときに、それが見えやすいのは、実は僕の意見を言わせていただくと瀬賀さんと同じ2番で、本体部分はこっちであるので、これ読んでね。でもっていうのでなお書きにするか附帯意見にするかはありますが、今皆さんご議論いただいた、本委員会での審議において出された意見について、「子供が安心して育てられる」っていう点に取り組んでいただきたい、っていうことを入れるっていうのが重要だろうと思っております。従って、このところがなお書きなのかどうかはちょっと微妙ではありますが、それでも一応2番のプランに、3番の、今議論した文章をなおのところをつけるっていうのはどうだろうかというのをご提案させていただきますが、これが委員長権限ではないので、一応僕のご提案でどうでしょうかというところなんです。さっぱりしているけど言いたいことは全部言うよっていうタイプのやり方はどうだろうかというご提案です。ご意見いただければ。

(村山委員)

2案がいいと思います。

(委員長)

2案のいい点は、言いたいことは答申のところに書いてないけど、言いたいことは全部載っているってところがすごく、3案のところは上の部分がかかれてるので埋没されるかなと思うんですね。「あふれる笑顔の・・・」とかが中に書いてあってこっちにも書いてあることなのでいいので、そうではなくて後段部分として、ここが重要なんだっていうふうに委員の皆さんが思われたっていうところがちゃんと見えるっていうのが強いかなという感じがしています。とりあえず一応僕の意見です。村山さんからご意見いただきましたが皆さんのご意見を伺えれば。ほかの皆さんのご意見を伺えればうれしいなあと思います。

(石黒委員)

答申をするときの一般的なルールがして理解できないので、どちらがいいかっていうとわからない部分もあるんですけど、私の印象としては、最初に2案については、せっかく何回も回を重ね行政改革委員会でやってできましたっていう答申を出すのにちょっと軽すぎるイメージが。ああやっけていろいろやってきましたよっていうことで、行政改革大綱がメインのミッションでこういう骨子で作ってきましたっていうのをここで説明した上で、でも、これだけじゃないよっていうのをなお書きで追加する、そういうイメージの方が私はいいのかなと最初に思ったので、3案がよいということで意見しました。まあ、これはどちらでも、2案でも、3案でもどちらでも最後は逆に委員長に一任させていただきますけれども、あの意味は伝わりますけど、あと個人の好みかなという感じがします。

(委員長)

ありがとうございます。ほかの皆さん、どうでしょうか。本田さんお願いします。

(本田委員)

私はやはり第3案で、委員長がおっしゃったように記ということではなく、附則とした方が良いのではないかなと。あの「下記意見を付して」というところをちょっと変えていただいて、附則として記したほうが良いのではないかと思います。

(委員長)

分かりました。山ノ井さん、太田さんどうでしょうか。はい、お願いします。

(太田委員)

私もはじめ第3案の方に賛成させていただいたんですけども、いろいろご議論を伺っていると、「市民が生き生きと暮らすことができる村上市」であるとか、「安心して子供を育てることができる」という、ここにやっぱり焦点を当てるっていうことを考えると、第2案の方が言いたいことがストレートに伝わるかなと思いました。以上です。

(委員長)

ありがとうございます。山ノ井さん、どうでしょうか。

(山ノ井委員)

私も3案に手を挙げたんですけども、好みもあるかもしれないし、私はこういう初めてなので、受け入れ側がこれをパッと見たときに、受ける側がどっちがいいのかは分からないですけれども、折角だったら3案で考えたんで二つの意見を附帯意見で出すようなことでもいいのかなんて思いました。

(委員長)

はい。ありがとうございます。そうしたら、ちょっと僕も実は、文章を全部作って見てないので、今ご議論いただいた内容でどっちがいいのかっていうのが実は判断つきかねているところがございます。と言うのは、全部作ってみないと、きれいに魅せられるかどうか分らないので、委員の皆さんのご意見を重々伺っているつもりですので、ちょっと僕にお任せいただくと助かるなと思います。どっちになるか分からないんですけども、皆さんが伝えたいものを市長さんにちゃんと伝えるように。あとはそれを読んだ時に、市民の方が分かるようにさせていただくように書かせていただこうと思います。内容は一切変えませんので、形式については一任させていただくと助かるんですけどいかがでしょうか。

(村山委員ほか)

これで結構です。

(委員長)

ありがとうございます。ではそのようにさせていただきます。そういたしましたら元に戻ってというか、行革大綱本体について、みなさんのご意見で、今まで言ってこなかった、言いそびれてしまった点などございましたら言っていただければと思うんですけどいかがでしょうか。はい。お願いします。山ノ井さん。

(山ノ井委員)

大綱案の方で4ページ、歳出の図がありますけども、丸の中の、人件費だったら、63.9億円で20.2パーセント。パーセントの方に記号はついてるんですけども、63.9億円の方にも億円があると、パッと見た時どうかなあと思っての意見でした。

(委員長)

ありがとうございます。入れられたら入れたほうが分かりやすいと思うので、表組の問題なんですけれども、ちょっと上手くできるようだったら入れていただけますか。(はい。)他に、いかがでしょうか。

そういたしましたら、最後、もう一度だけ意見を伺いますので、先に一旦進めていただいて、最後にもう一度戻りたいと思います。次回委員会の開催について事務局から説明をお願いしたいと思います。

## 5 次回委員会の開催について

(斎藤係長)

それでは次回委員会の開催日程について説明いたします。前回ご案内いたしましたとおり、1月27日木曜日の午前10時からこちらの会場で委員会を開催いたします。その時に、先ほどご議論いただいた答申書を、委員長から市長あてにお渡しいただきます。そのあとで委員の方と市長と意見交換していただきます。詳細については後日ご案内することといたします。

(委員長)

ありがとうございました。その日に来られない場合には、紙ベースでご意見を出していただければ、市長さんに書面をお渡ししたいと思います。

そうしましたら、もう一度戻っていただいて原案に対するご意見をお伺いします。

よろしいでしょうか。そういたしましたら、ご指摘いただいた点を修正いただいて、成案とさせていただきます。

それでは、本日予定していた内容は以上になりますので、閉会のあいさつを副委員長の村山さんをお願いしたいと思います。

## 6 その他

特になし

## 7 閉会

(副委員長)

おつかれさまでした。委員の皆さんで出した意見がまとまって、とても良かったと思っています。また、出した意見がこの中に入っていないと思うことがあると思うんですけども、それも答申の中に入れていただいたことで、委員の皆さんのご意見がちゃんと根付いていくんだなという気持ちがしています。次回で答申になりますが、本当に皆様おつかれ様でした。

閉会（15：40）